

<交通安全テスト>

平成26年4月号

解答・解説 (中学・高校生用)

- ① 自転車は走路交通法で、「軽車両」である。【○】

A : ● 道路交通法第2条第1項11号（軽車両）

自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

<指導のポイント>

自転車は軽車両です。交通ルールをしっかり守りましょう。

身体障害者の車いす、歩行補助車等及び小児用の車は歩行者とみなされます。

- ② 自転車は、車道の端であればどこでも走ってもよい。【×】

A : ● 道路交通法第2条第1項11号（軽車両）

自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

● 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

● 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等）

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

<指導のポイント>

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行することとされています。

③ 自転車で走行中、一時停止の標識のある交差点で、左右の安全を確かめ、速度を落として進行した。【×】

A : ● 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3交差点の通り方（2）（抜粋）

ア、「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分、確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

＜指導のポイント＞

「一時停止」の標識があるところでは、自転車は一時停止をし、安全確認をしてから進みましょう。

道路標識のない見通しの悪い交差点でも、一時停止をして周りの安全をよく確かめてから進むようにしましょう。

④ 自転車は、広い道であれば2台までは横に並んで走行してもよい。

【×】

A : ● 道路交通法第19条（軽車両の並進の禁止）

軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

● 道路交通法第63条の5（普通自転車の並進）

普通自転車は道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

＜指導のポイント＞

自転車の並進は台数に関係なく、法律で禁止されています。

ただし、並進可の標識がある場合は2台までであれば並進できます。

⑤ ヘッドホンを使用して、大音量で音楽を聴きながらの自転車の運転は禁止されている。【○】

A : ● 大阪府道路交通規則第13条第1項第5号（運転者の遵守事項）

警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量で、カーオーディオ、ヘッドホンステレオ等を使用して音楽等を聴きながら車両を運転しないこと。

罰則：5万円以下の罰金

＜指導のポイント＞

ヘッドホンステレオ等で大音量の音楽を聴きながらの運転は、周囲の交通状況への注意がおろそかになり、大変危険なので絶対にやめましょう。